

花見1・2区福祉会 会則

第一条 名称

- 本会は、花見1・2区福祉会と称する。
- 本会は、福津市花見が丘2丁目12-25の花見公民館に置く。

第二条 目的

- 本会は、花見1・2区の高齢者の見守り(安否確認)活動や高齢者へのサロン・講習会・講演会を開催し、高齢者が健康で充実した生活を送ることを目的とする。

第三条 組織構成

- 本会は、花見1・2区に在籍する65歳以上の高齢者をもって福祉会を構成する。
- 本会は、花見1・2区に在籍する65歳以上の高齢者は全員福祉会会員とする。

第四条 役員

- 本会には、下記の役員を置く。
 - 会長1名・副会長兼会計1名及び会計監査人1名とする。
 - 監査人を除く役員は、役職の兼務ができるものとする。
- 本会には、その他の役員(見守りの地域委員等)を置く。
- 本会には、若干名の顧問を置く事ができる。

第五条 役員を選出及び任期

- 原則として区長・副区長・民生児童委員・シニアクラブ会長・元民生児童委員・その他有志若干名を役員とする。
- 役員任期は設けない。

第六条 役員職務

- 役員は、高齢者の見守り(安否確認)活動及びサロン等の開催をしなければならない。
- 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
- 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会務を代行する。
- 会計は本会の会計事務を処理し、年1度の収支報告と要請があれば直ちに会計報告を行わなければならない。
- 監査人は、会計事務を監査する。
- 顧問は、本会に対してアドバイスや意見を述べる事ができる。

第七条 資産及び会計

- 本会の資産には、区よりの補助金・社会福祉協議会よりの助成金をもってこれに充てる。
- 本会は、会員に対して年間の会費を徴収せず、その都度の活動に応じたそれ相応の参加費(一人当たり)を徴収する事が出来る。
- 会計は、会計監査を経て毎年1回の本会総会で報告しなければならない。
- 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 役員活動費等に関する規定は別に定める。

第八条 総会

- 総会は、毎年1回会長の招集で開催し、役員過半数(委任状含む)を以って成立する。
- 総会は、事業計画その他議案を審議し、出席者の過半数以上の賛成を以って成立する。
- 臨時総会は、会長が必要と認める時は臨時総会を開くことができる。

※この規則は、平成31年4月の総会后より実施する。

附 則

福祉会活動会議は、毎月1回とする。
その他サロン等の開催は、随時とする。

役員活動費支払い規定

活動費として、その年度末に全役員に一律3,000円支払うものとする。

